

社会福祉法人八千代美香会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八千代美香会定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員等の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員、評議員選任・解任委員及び苦情対応第三者委員と併せて役員等という。また、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会並びに苦情対応第三者委員会を理事会等という。

2 報酬等は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものとする。

(理事会等の出席)

第3条 役員等が理事会等に出席したときは、別表1により日当（実費弁償費を含む）を支払うことができる。なお、同一日に開催された理事会等に出席したときは、当該出席に係る日当を支払わないものとする。

2 交通費の実費が、日当の額を超える場合には、その実費とする。

(役員等の業務)

第4条 役員等が理事会等（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により日当（実費弁償費を含む）を支払うことができる。

2 交通費の実費が、日当の額を超える場合には、その実費とする。

(役員等の勤務報酬)

第5条 前々条及び前条にかかわらず、週平均2日以上業務にあたる役員等に対しては、別表4により、月額報酬を支払うことができる。

2 当該報酬以外に、前々条及び前条に係る支出及び出張に係る日当の支出は、これを行わないものとする。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により日当及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成21年12月 5日より施行する。

この規程は、平成22年 3月27日より施行する。

この規程は、平成28年 1月 1日より施行する。

この規程は、平成29年 7月 1日より施行する。

この規程は、平成29年12月16日より施行する。